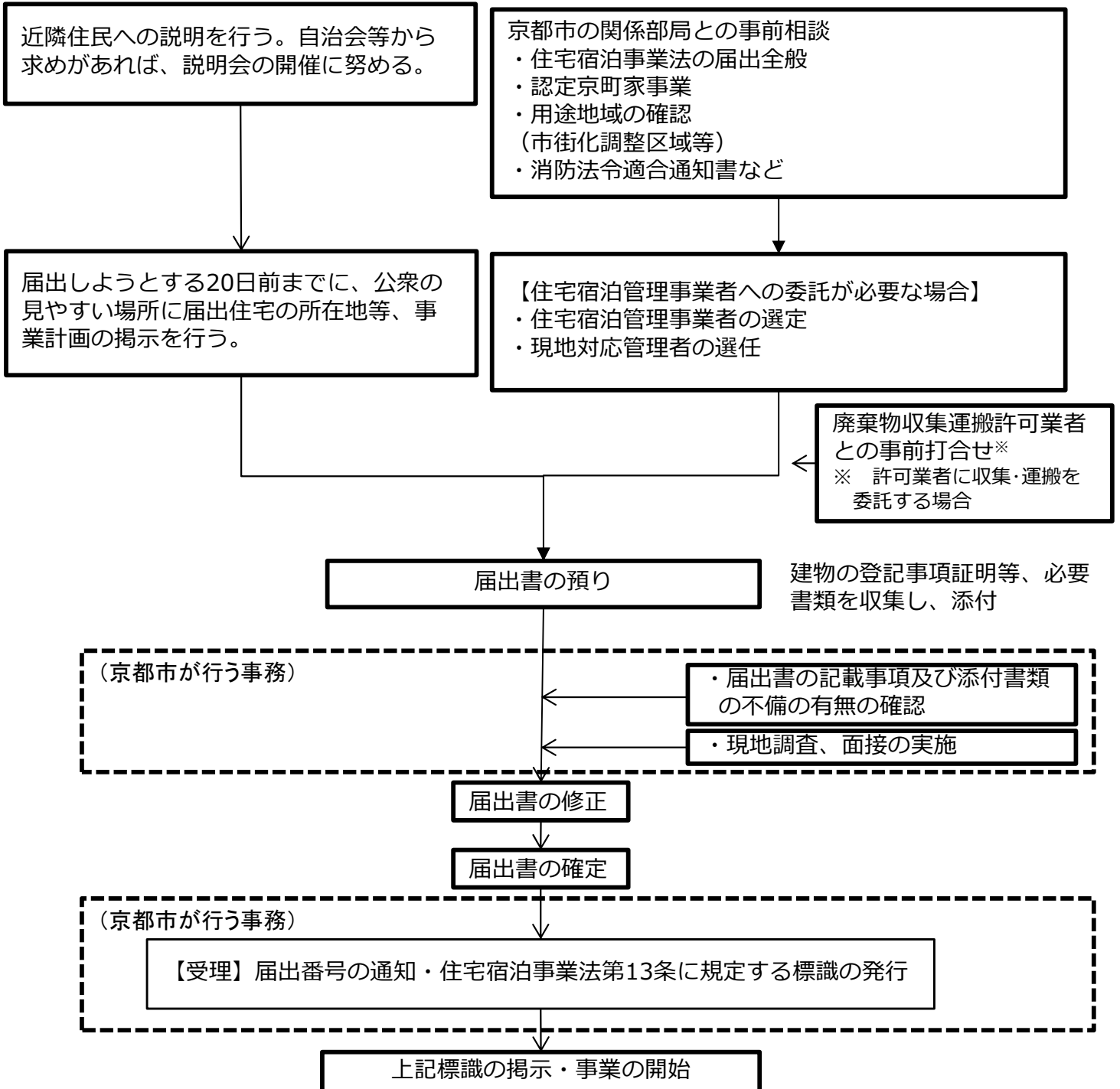


届出手续フロー図

医療衛生センターへの事前相談や届出対象住宅事前確認フロー図等で住宅宿泊事業の実施が可能であることを確認。



適正な管理・運営

- ①面接等による本人確認及び人数確認の実施
- ②宿泊者名簿の備付け及び記載
- ③周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明及びその旨を記載した書面の備付け
- ④定期的な清掃及び換気の実施
- ⑤適切なおみの処理 など
- ⑥苦情、問合せ等への対応

定期報告（毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の15日までにそれぞれの月の前2月の状況を報告）

- ・届出住宅に人を宿泊させた日数
- ・宿泊者数、延べ宿泊者数、国籍別の宿泊者数の内訳
- ・苦情の件数、苦情を受けた日時、苦情の内容、苦情への対応の状況